納期限後の納付について

1. 督促手数料
　督促状が発せられてから納付される場合は 1 件につき 100 円を加算して納付してください。

2. 延滞金
　本納付額と督促手数料のほかに、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて年 14.6％（納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間は年 7.3％）の割合（各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1％の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6％の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3％の割合を加算した割合とし、年 7.3％の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3％の割合を超える場合には、年 7.3％の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を加算して納めていただきます。法令等の改正により延滞金の算出方法を変更する場合があります。延滞金は、地方税法、大垣市税条例の規定により算出します。

納　付　場　所

◎大垣共立銀行・十六銀行・三十三銀行・滋賀銀行・
大垣西濃信用金庫・岐阜信用金庫・岐阜商工信用組合・
イオ信用組合・東海労働金庫・西美濃農業協同組合
以上の各本店・支店・出張所

◎岐阜・愛知・三重・静岡の各管内のゆうちょ銀行・郵便局
※ゆうちょ銀行・郵便局では納期限を過ぎた納付書はお取り扱いできません。

◎電子納税（ｅＬＴＡＸ）
※詳しくはホームページをご覧ください。
（ https://www.lta.go.jp/ ）

地方税の電子申告、電子納税、
電子申請、届出を行うには
エルタックス
eLTAX